

別記様式第1号(第12条関係)

受付番号	平成24年第7号
受付日	平成24年11月28日
送付日	平成24年11月28日
答弁受理日	平成24年 月 日

文書質問書

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	豊田 政典
所管部局	財政経営部、総務部、政策推進部

【件名及び質問の要旨】

質問タイトル【各種会議について】

平成24年2月定例会に於いて私が行なった「各種会議」に関する一般質問(以下、「一般質問」と言う)の、質問・答弁を踏まえて、市の考えが不明確であった点と、質問後の市の対応について問う。

【前提】

「各種会議」の定義

この質問では、市政の課題や政策・事業について、市民・学識経験者・議員の意見を聴取するために、市が設置している会議を、「各種会議」と呼ぶ。

「各種会議」の範囲

次の ~ のすべてを質問対象とする。

自治法138条4-1 自治法180条5に基づく会議

自治法138条4-3に基づく会議

定義に当てはまり、 に準ずる会議

【質問】

Q1 一般質問で私は、各種会議の実態把握が全く不十分であることの紹介と、把握・管理の必要性とを提案した。質問後の改善状況についての説明を求める。

Q2 現在把握している各種会議の実態について、問う。

- 1)会議数
- 2)設置要綱を定めていない会議数
- 3)明確な理由無く、会議公開を規定していない会議数
- 4)会議録を作成していない会議数

Q3 一般質問で私は、設置要綱の不備について指摘した。

つまり、会議の目的・権限（答申・報告を出すか否か）・所掌事項が不明確な会議がある／多い。会議の公開／非公開・会議運営・議決方法・会議録作成などの規程が無い、など。その後の改善状況を問う。

Q4 一般質問で私は、委員の兼務が非常に多いことを紹介し、改善を促したが、現在把握している兼務実態、今後の改善に関する考え方を問う。

Q5 一般質問で私は、委員の選任理由が不明確なケース、団体代表委員の非代表性、議決する場面がある会議の委員に市職員が含まれているケース、などの問題点を指摘した。その後の改善状況を問う。

Q6 会議開催の広報については、一般質問後にも改善が見られない（例：市HPへの掲載遅れ、記載漏れ、不親切な記述）。四日市市は、各種会議の開催を市民に周知したいのか、それとも知らせたくないのか、疑問を感じる。会議広報に関する市の考えを改めて問う。